

## 令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における 特例の措置について

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における「特例による検査」の募集人員について、下記のとおり定める。

なお、本募集人員は、令和3年10月14日に令和3年度東京都教育委員会第89号議案により、都教育委員会が決定した募集人員に加えて定めるものである。

### 記

#### 特例による検査募集人員

区分	学校名	募集人員（男女を問わず）
中等教育学校	小石川中等教育学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する
	桜修館中等教育学校	
	南多摩中等教育学校	
	立川国際中等教育学校	
	三鷹中等教育学校	
中学校	白鷗高等学校附属中学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する
	両国高等学校附属中学校	
	富士高等学校附属中学校	
	大泉高等学校附属中学校	
	武蔵高等学校附属中学校	

#### 【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数 ÷ 当該校の一般枠募集における実質倍率（※） = ①

ア ①の値が1に満たないとき **募集人員を1名とする**

イ ①の値が1以上のとき **募集人員を①の値の人数とする**（小数点以下を四捨五入する）

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

第三号議案

令和四年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置について別紙のとおり定める。

令和四年一月二十一日

東京都教育委員会

令和4年1月21日  
都立学校教育部

## 令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における 特例の措置について

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における「特例による検査」の募集人員について、下記のとおり定める。

なお、本募集人員は、令和3年10月14日に令和3年東京都教育委員会第89号議案により、都教育委員会が決定した募集人員に加えて定めるものである。

### 記

#### 特例による検査募集人員

区分	学校名	募集人員（男女を問わず）
中等教育学校	小石川中等教育学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する
	桜修館中等教育学校	
	南多摩中等教育学校	
	立川国際中等教育学校	
	三鷹中等教育学校	
中学校	白鷗高等学校附属中学校	特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、下記の算定方法を用いて学校毎に算出する
	両国高等学校附属中学校	
	富士高等学校附属中学校	
	大泉高等学校附属中学校	
	武蔵高等学校附属中学校	

#### 【算定方法】

当該校の特例による検査措置申請者数÷当該校の一般枠募集における実質倍率（※）＝①

ア ①の値が1に満たないとき **募集人員を1名とする**

イ ①の値が1以上のとき **募集人員を①の値の人数とする**（小数点以下を四捨五入する）

※実質倍率とは受検人員を合格人員（繰上げ合格者を含まない）で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。

（提案理由）

令和四年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例措置として「特例による検査」の募集人員について定める必要がある。